

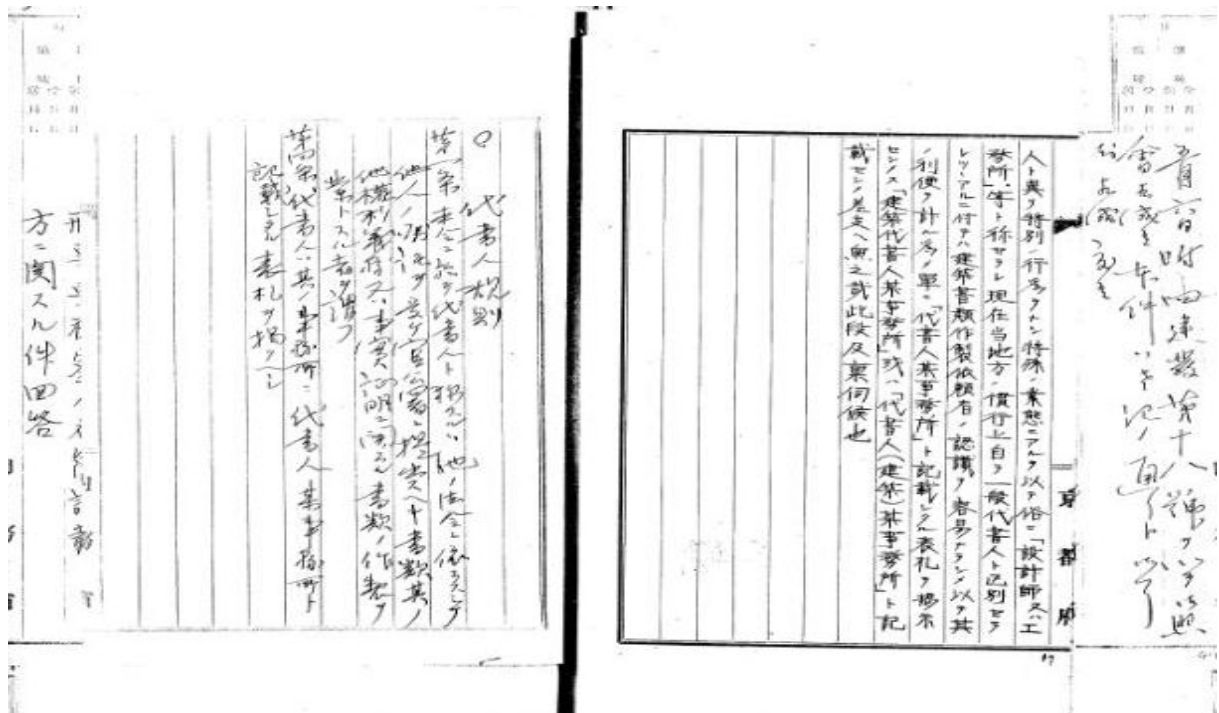


行政書士 宮原賢一

大正時代・・・代書人(行政書士と司法書士)の分化と醸成過程

1912	大正元年 税務代弁者取締規則の制定(大阪府令)	(現在の税理士)
1919	<p>◎ 司法代書人法の制定(大正8年 法律第48号)</p> <p>第1条 本法ニ於テ司法代書人ト称スルハ他人ノ嘱託ヲ受ケ裁判所及検事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ</p> <p>第2条 司法代書人ハ地方裁判所ノ所属トス</p> <p>第1条 司法代書人ハ地方裁判所長ノ監督ヲ受ク地方裁判所長ハ区裁判所判事ヲシテ司法代書人ニ対スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得</p> <p>第2条 司法代書人タルニハ所属地方裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス</p>	<p>裁判所・検事局に提出する書類の作成</p> <p>裁判所構内での事務所設置等 地方裁判所の監督下</p> <p>司法代書人の業務独占・取締規定はなかった</p>
1920	<p>◎ 代書人規則の制定(大正9年内務省令第40号) (附則を含めて全二十二条)</p> <p>第一条 本令ニ於テ代書人ト称スルハ他ノ法令ニ依ラスシテ他人ノ嘱託ヲ受ケ官公署ニ提出スヘキ書類其ノ他權利義務又ハ事実証明ニ関スル書類ノ作製ヲ業トスル者ヲ謂フ</p> <p>第二条 代書人タラムトスル者ハ本籍、住所、氏名、年齢及履歴並事務所ノ位置ヲ具シ主タル事務所所在地所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ</p> <p>第三条 代書人其ノ業務ノ為補助員ヲ使用セムトスルトキハ本人ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ具シ主タル事務所所在地所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ</p> <p>第四条 代書人ハ其ノ事務所ニ代書人某事務所ト記載シタル表札ヲ掲クヘシ</p> <p>第五条 代書人ハ事務所以外ノ場所ニ於テ其ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス</p> <p>第六条 代書人ハ代書料額ヲ定メ主タル事務所所在地所轄警察官署ノ認可ヲ受クベシ 之ヲ変更セシムトスルトキ亦同シ前項ノ代書料ハ事務所内見易キ場所ニ掲示スヘシ (中略)</p> <p>第十七条 本令其ノ他法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ代書ノ業ヲナシタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス</p>	<p>代書人監督規定の統一 管轄警察署長の許可 警察署長の認可料金</p> <p>大正9年の国勢調査によると 東京都における代書業は330名であった。</p> <p>非司法代書人の取締りもこの条文に拠った</p>

無試験で代書人となることができた時代では、当然ながら粗悪な代書人も出現してくる。こうした代書人の品位に関する問題を契機として、府県ごとの取締規則から、全国統一的な法令上での整備が必要とされるに至り、現在の行政書士(代書人)と司法書士(司法代書人)の分化が、法令上からも始まっていくことになる。



(「代書人規則」大正9年 国立公文書館 所蔵)

<代書人の地位の相対的な低下…ザル法だった司法代書人法>

区裁判所構内代書人取締規則(明治40年)では、第9条 一、訴訟記録閲覧の附添を為すこと、訴訟事件に付き仮住所の引受けを為すこと 三、非訟事件に付き代理を為すこと 四、登記申請に付き代理を為すこと、つまり「登記申請代理」の地位が、司法代書人法では、他人ノ囑託ヲ受ケ裁判所及検事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ との「単純代書」の地位にされてしまった。

司法代書人に関しては、大正3年(1914年)頃から法制定の請願活動が開始された。大正3年2月27日衆議院への請願では「裁判所代書業に関する法規制定の件」とあり、ここでは「司法代書人」という名称は出てこないが、その後も数回にわたって請願がなされた。大正5年2月22日には、裁判所代書業(法)から司法代書人(法)へとその名称を変えて、請願委員長提出による「司法代書人法案」が衆議院に提出されている。その後三年の年月を要して、大正8年に司法代書人法が制定されることになる。

この大正8年の「司法代書人法」には、大きな欠陥があった。非司法代書人に関する取締条項が削除されて成立したため、代願人等の者が登記業務を行うことができたのである。

司法代書人法では、業務範囲が「裁判所及び検事局に提出する書類」であったにも拘らず、罰則規定がないため、代書人規則の「官公署に提出すべき書類」の「官公署」には、「裁判所及び検事局も含まれている」との認識をもたらしていたのである。また、こうしたことが政府によって否定もされていないことから代

書人規則の「官公署」には「裁判所及び検事局」も当然に包含されていたことになってしまうのである。若し、政府に司法代書人の用法・業務範囲をはっきりとさせる意図があったならば、後れてできた「代書人規則」の条文は「ただし、裁判所及び検事局を除く」などと規して定しなければならなかったのである。

そうであるならば、また当然に非司法代書人の取締規定も整備されていなければならなかったはずであるが、非司法代書人の取締さえも代書人規則によって律するほかなかったのである。

大審院判決(大正 10 年)

所属地方裁判所の認可を受けずして、司法代書人の業を為したる者は、代書人規則により代書人たるの許可を受けたる場合といえども同規則第 17 条に本令その他の法令により許可又は認可を受けずして代書を業となしたる者に該当するを以て同条の処罰を免れざるものとす

大審院判決(昭和 9 年)

所属地方裁判所の認可を受けずして、司法代書人の業を為したる者は、代書人規則第 17 条の制裁を免れざるものとす

司法代書人法は大正 8 年に法律第 48 号として成立したが、取締規定のないいわば、名称独占のザル法であり、翌年にできた代書人規則も、法律ではなく省令としての位置付けに留まらされていることからこのことは窺うことができる。この分化の過程で、(司法・行政)代書人の地位は著しく低下させられることとなった。

こうした根底には、1893 年に弁護士法が制定され、弁護士が法律家としての地位を獲得して行ったのと比べると、「改正訴答文例」における「代書」という職能の持つ、国の司法・行政機関にとって都合の良い位置(司法・行政の円滑な実施に寄与する立場)以上には動かさない・・という政府の意思表示の表れとも受け止めることができるのではないだろうか。

<代願人という職種<の存在>

(司法)代書人制度の不備を突いて、代書人規則の適用を受けない、任意代理人である代願人と称する者達が現れ、登記や法律事務の代理を業として行うようになる。これらが社会問題化するにしたがって、前記の大審院判決などが整備され、やがて、昭和 8 年の「法律事務取扱の取締に関する法律」により排除されることとなった。

代書人規則第 1 条の解釈に関する件(警視総監照会 甲保第 517 号 昭和 4 年 6 月 28 日)

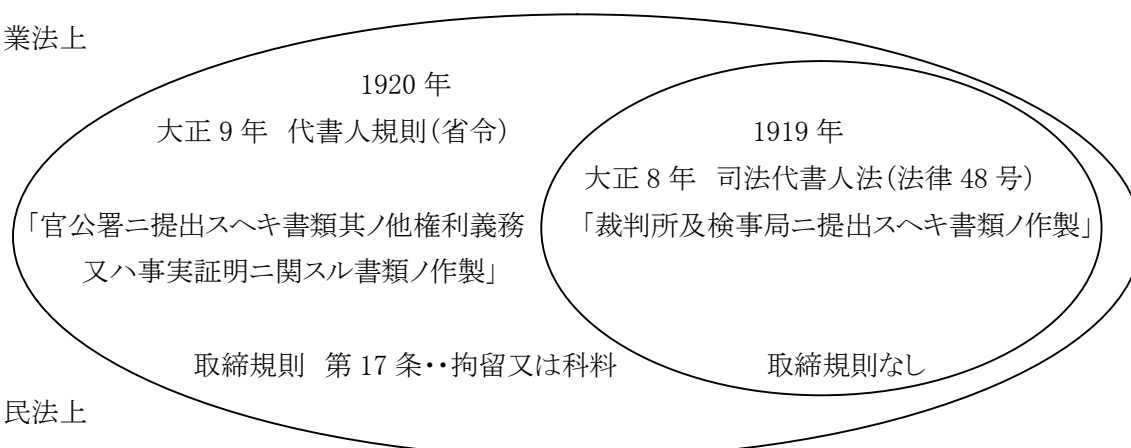
他人の委任を受け官公署に提出すべき書類を作製し官公署に対する出願又は届出に関する一切の手続きを為すことを業とする者(代願人)も亦代書人規則第 1 条にいう代書人中に包含されるものとかいすべきや否や

警保局長回答(昭和 4 年 9 月 24 日)

他人より包括の委任を受け官公署に提出すべき書類を作製し官公署に対する出願又は届出に関する一切の手続きを為すことを業とする者(代願人)も亦代書人規則第 1 条にいう代書人中に包含せられざるものと存候

代書人・司法代書人・代願人の相対的な位置

・業法上



・民法上

(任意代理を業とする)代願人

・・・昭和8年「法律事務取扱の取締に関する法律」により代願人は排除されることになった。代願人には転職の猶予を与えるため施行日は昭和11年4月1日からとされた。

昭和(戦前)時代・・・行政代書人と司法代書人

行政代書人と司法代書人という呼称の位置付け・・・1920年～1951年

大正8年(1919年)司法代書人法が制定され、彼らは代書人から「司法代書人」として正式に分化して出て行った。一方、残った代書人達は、翌1920年の代書人取締規則によって、従前通りの「代書人」とされたままだったが、裁判所－司法代書人に対比させる形で、行政官公署－「行政代書人」という呼称が使用され始めた。これは政府においても然り、法曹界においても然りであった。

* 司法書士は、公証人役場に提出する委任状の作成をすることができない。行政代書人において作成することは差し支えない。
(昭和14年 法曹会決議)

* 司法書士は、行政代書人の業務を行う場合は、代書人の認可を受くることを要する。

(昭和24年 民甲第1414号 民事局長回答)

こうした制度や呼称の分化については、「司法書士と行政書士(岡田滋)」によると、代書人は訴訟の補助役として出現し、明治の中期まではそのままの流れに乗ってきていることがわかる。その後、殖産興業政策による日本の産業革命期である1886～1910年頃までを経て、各種の産業が爆発的に増えるに伴って、各種の「願書(許認可類)」の必要性が増し、裁判所以外の行政官公署に対する「代書」を必要とする事案が増大して行ったものと考えられると述べているが、一定数の勢力＝社会的な認知度という意味で

はその通りであると考えられる。

この一般的な「行政代書人」という呼称は、昭和26年に行政書士法が制定されるまで、いや、それ以降も、単に代書人と呼ばれて長らく続くことになる。平成21年現在、司法書士という呼称は既に90年の歴史を持つが、行政書士は未だ58年足らずである。

<自称 行政書士・・・>

昭和14年頃から、(行政)代書人の法制定運動が活発化するようになるが、この運動は実を結ぶことなく審議未了のまま戦争に突入することとなる。その最中の昭和16年頃、大日本行政書士連合会が結成され、その頃から(行政)代書人は「行政書士」と自称するようになり、会も行政書士会と標榜するようになったという。「東京都行政書士会五十年史」

<公称 行政書士・・・>

1947年(昭和22年)代書人規則の失効に伴い、代書業務が自由化され民間にも開放された結果、悪質な業者が増大し、社会的にも混乱が生じるようになる。こうした事態を受け、各府県は独自に「行政書士条例」を定めるようになって行く。ここに至って、初めて行政書士という名称が公式に登場してくるが、1935年の司法代書人から司法書士へと名称が改正されたことへの対比として捉えられたものと考えられる。

1926	昭和元年	
1927	計理士法	(現在の公認会計士)
1930	建築代願人規則	(現在の建築士)
1933	旧 弁護士法 第1条 弁護士は当事者その他の関係人の委嘱又は官庁の選任に因り訴訟に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とす	ここで初めて「一般の法律事務」が明記された。(1)業務範囲の拡大(法廷外活動も認める)(2)弁護士試験補制の導入 (3)女性に対しても弁護士資格を認める(4)弁護士会の法人格を認める。
1933	法律事務取扱の取締に関する法律(昭和8年5月1日) 第1条 弁護士に非ざる者は報酬を得る目的をもって、他人間の訴訟事件に関し又は他人間の非訟事件の紛議に関し鑑定、代理、仲裁若しくは和解を為し又はこれ等の周旋を為すを業とすることを得ず、但し正当の業務に付随して為す場合は此の限りに非ず	非弁規定、代願人の排除
1935	司法代書人法が司法書士法へと改正 第1条 第4条及第7条乃至第10条中「司法代書人」ヲ「司法書士」ニ改ム	「司法書士」名称の使用が始まる。
1940		定款の認証制度の開始
1945	終戦	